

■経路1-3

道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経路名	十日市場歩道橋（太鼓橋）（市道十日市場第67号線）
事業区間	十日市場歩道橋
事業延長	71m
事業実施予定期間	平成29～33年度

【整備方針】

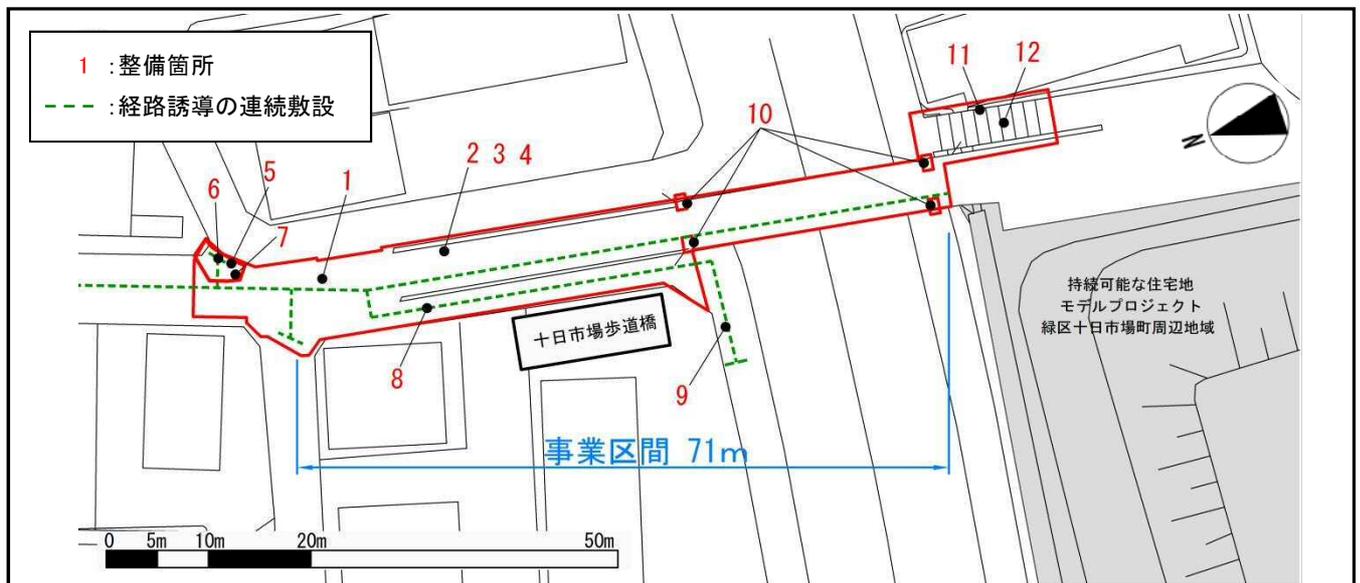
〔課題〕：舗装の劣化箇所、縦断勾配がきつい箇所、休憩施設設置要望がある箇所、街灯が暗い箇所、車止めの間隔が狭い箇所、1段手摺りまたは片側のみの手摺りのため上下困難の階段、側溝蓋にくぼみのある箇所、視覚障害者誘導用ブロックの劣化箇所、水平区間の確保されていない箇所がある。

〔対策〕：舗装の改修、縦断勾配改善の検討、休憩施設の設置の検討、照度の確保の検討、車止めの有効幅員の確保、2段手摺りに改修または新たに設置、側溝蓋の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、水平区間の確保を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m ²			
歩道の改修	全面改修	m	75	1
	部分改修	m ²		
	平坦部の確保	箇所	1	7
	勾配の改修	箇所		
	排水施設の改修	箇所	4	10
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m	129	6、8、9
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	2	6、8
その他				
車止めの改修	基	7	5	
手すりの設置	m	26	11、12	
縦断勾配改善の検討	m	56	2	
照度の確保の検討	m	56	4	
休憩施設の設置の検討	箇所	1	3	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】 持続可能な住宅地モデルプロジェクト事業との調整が必要



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】